

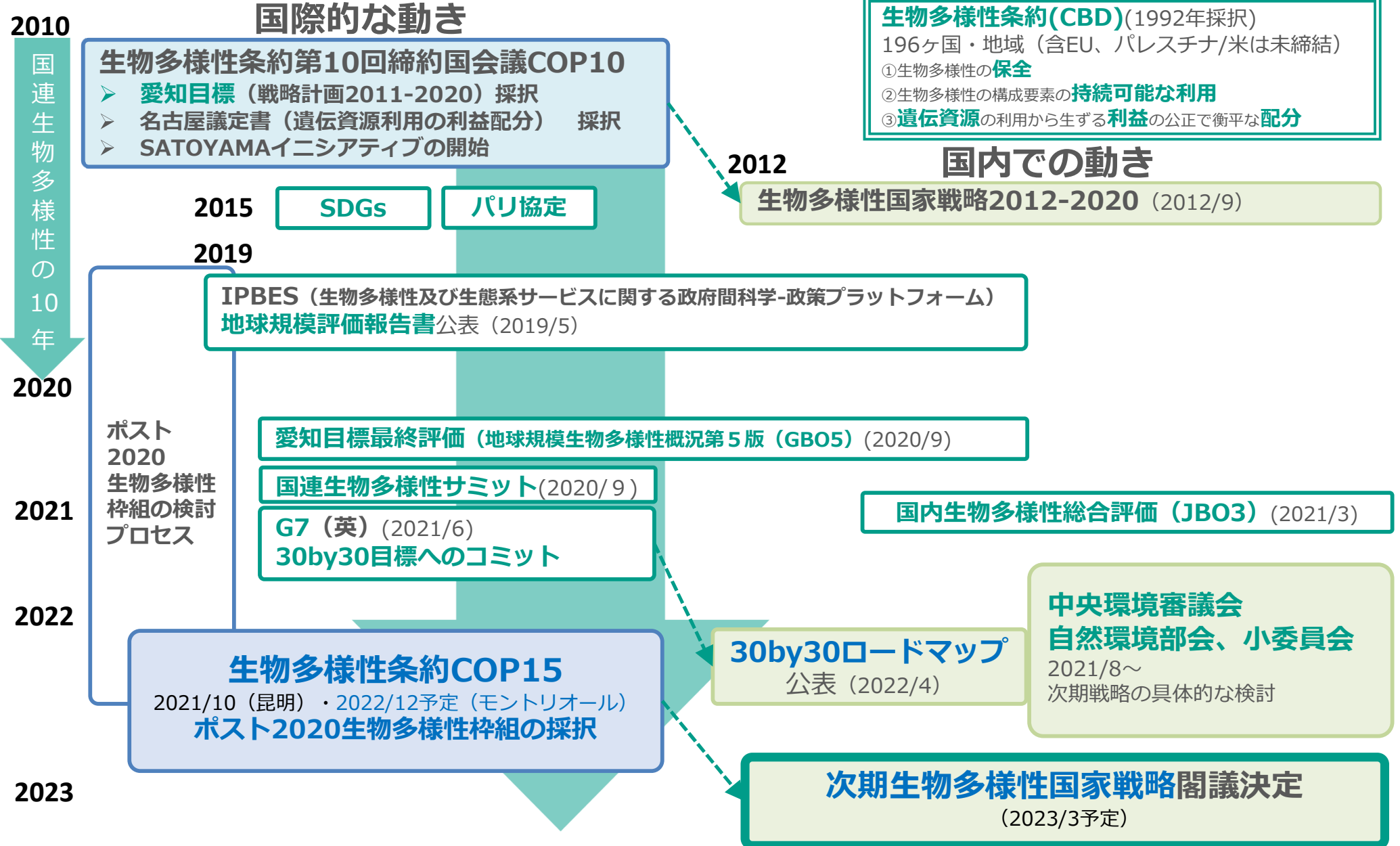
生物多様性に関する動向について

令和4年8月
自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室

ポスト2020生物多様性枠組及び 次期生物多様性国家戦略について

生物多様性の次期世界目標と次期生物多様性国家戦略への動き

- 次期世界目標の検討は**地球規模での科学的な評価と政治的関与**により検討が進められている。
- 国内戦略を中央環境審議会で検討中。世界目標の決定を踏まえて**年度内に閣議決定を予定**。



(参考)ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトの構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール (A~D)及び 2030年マイルストーン

ゴールA 一体性の確保された自然生態系面積15%増、絶滅速度を1/10に減、絶滅リスク半減、遺伝的多様性を90%維持

- A1 自然生態系の面積、連結性、一体性5%増加
- A2 絶滅率の増加を食い止める
- A3 遺伝的多様性が維持される種の増加

ゴールB 保全と持続可能な利用により、自然の寄与 (NCP) を評価・維持・強化

- B1 意思決定において自然及びNCP*が完全に考慮される
- B2 すべてのNCPの長期の持続性が確保されSDGsにも貢献

ゴールC 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- C1 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- C2 非金銭的利益の増加

ゴールD 2050ビジョン達成のための資金及びその他の手段に係る不足分の縮小

- D1 枠組実施に必要な毎年7,000億ドルの資金不足を2030年までに埋める
- D2 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段が利用可能になる
- D3 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段が計画又は約束される

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット (緊急に取るべき行動)

(1) 生物多様性への脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 生物種と遺伝的多様性の回復・保全のための積極的管理を確保し、野生生物との軋轢を回避
5. 種の採取、取引、利用が合法、持続可能で、人間の健康にとって安全であることを確保
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境への栄養分流出を半減し、環境への農薬流出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO₂相当の緩和分を含め、生態系により気候変動緩和・適応に貢献

(2) 人々の需要が満たされる

9. 持続可能な生物種管理と利用による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業のための空間を持続的に管理し、生産性やレジリエンス等を向上
11. 大気質、水質、水量の調節、及び防災に貢献する自然の恵みを維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積、アクセス、便益増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

(3) 実施・主流化のツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、市民の責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、全ての国の能力を強化し措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする
19. 全ての財源からの資源 (資金) 動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 先住民の伝統知を含む関連する知識が生物多様性管理の意思決定の指針となることを確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への先住民族、女性、若者の衡平な参加、権利尊重

実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報

*NCP: Nature's Contributions to People : 自然がもたらすもの (自然の寄与)。生態系サービスを包含する概念としてIPBESが提唱。

生物多様性国家戦略のあゆみ

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”（生物多様性条約第6条）

ポスト2020生物多様性枠組
を踏まえ策定予定

条約締結を受けて
速やかに策定

2022年度（予定）：次期生物多様性国家戦略⑥

1995年：生物多様性国家戦略①

2022年12月（予定）
ポスト2020生物多様性枠組

2002年：新生物多様性国家戦略②



3つの危機（※）を提示
自然共生社会の打ち出し

- （※）3つの危機
1. 開発など人間活動による危機
 2. 自然に対する働きかけの縮小による危機
 3. 人間により持ち込まれたものによる危機

2012年：生物多様性国家戦略2012-2020⑤

2007年：第三次生物多様性国家戦略③



3つの危機に加え、
地球温暖化による
危機の追加

2010年 愛知目標
（戦略計画2011-2020）



生物多様性
基本法に
基づく
法定計画



愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験

2010年：生物多様性国家戦略2010④

次期生物多様性国家戦略素案のポイント

- ✓ 地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹である**自然資本を守り活用**するための戦略。**自然と共生する社会**を目指し、生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、新型コロナウイルス感染症の**パンデミック**という危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調。
- ✓ 「**2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の実現に向け**5つの基本戦略**を設定。**30by30目標**の達成を含めた取組により**健全な生態系**を確保し、**生態系による恵み**を維持し回復させ、**自然資本を守り活かす社会経済活動**を広げる。
- ✓ **基本戦略ごとに状態・行動目標**を設定。**行動目標に施策を紐づける**ことで、個別の取組から2030年、さらには2050年を見据えた**目標・ビジョン**までの**戦略全体を一気通貫**で整理。

戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1 生態系の 健全性の回復

- ・30by30(国立・国定公園等、OECM)
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策等
- ・希少種保全

基本戦略2 自然を活用した 社会課題の解決

- ・自然活用地域づくり
- ・気候変動対策
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和

基本戦略3 生物多様性・自然資本による リスク・機会を取り入れた経済

- ・事業活動での負の影響削減・情報開示
- ・技術サービス支援
- ・持続可能な農林水産業の推進

基本戦略4 生活・消費活動における生物多 様性の価値の 認識と行動

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動科学に基づく行動変容
- ・食品ロス半減

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える 基盤整備と 国際連携の推進

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・資源動員の強化
- ・国際協力

ポスト2020生物多様性枠組で決定される個別目標を踏まえ、**基本戦略ごとに国内における2030年のあるべき姿**（15の状態目標）、**なすべき行動**（24の行動目標）、目標ごとの**指標**を提示

行動計画

- ・関係省庁の**関連する施策**を、5つの基本戦略の下に24ある**行動目標ごと**に掲載

30by30目標について

30by30ロードマップ (令和4年4月8日公表)

- 2021年のG7サミットでは、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」や、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」に取り組むことを約束
- 国内の30by30目標達成に向けて、COP15に先立ち「30by30ロードマップ」を策定
- 次期生物多様性国家戦略（年度内策定予定）に「30by30目標」を組み込み

30by30ロードマップのポイント

■ 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上



保護地域の拡張（日高山脈）



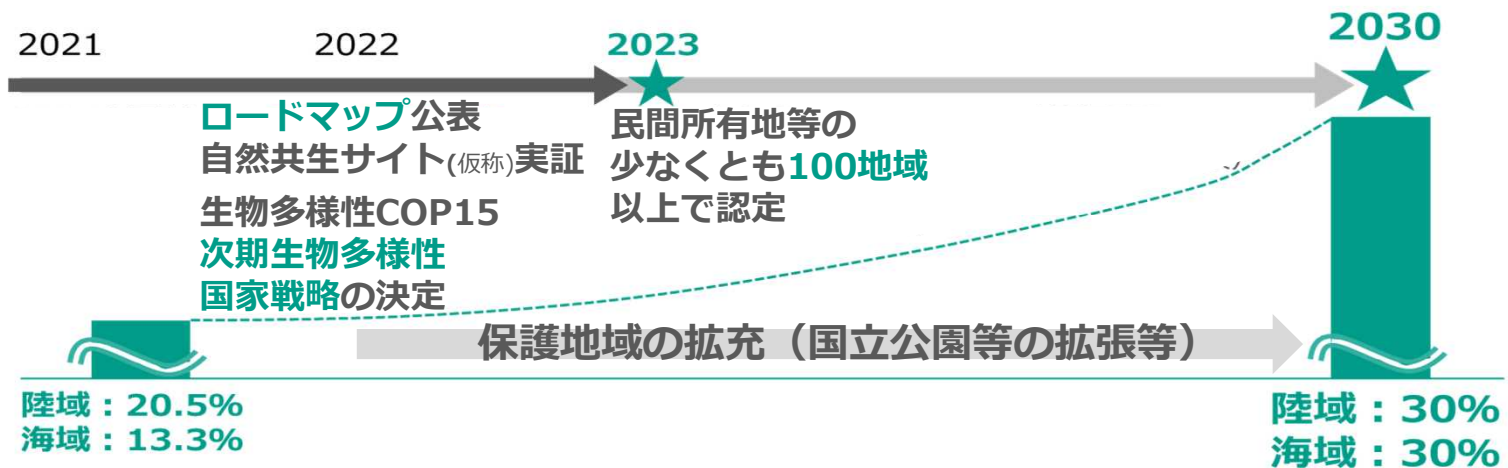
OECDとなるような里地里山

■ 地域の力を結集し、OECDで目標達成へ

OECD※: 保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（例 里地里山、企業の水源の森）

※Other Effective Area-based Conservation Measures

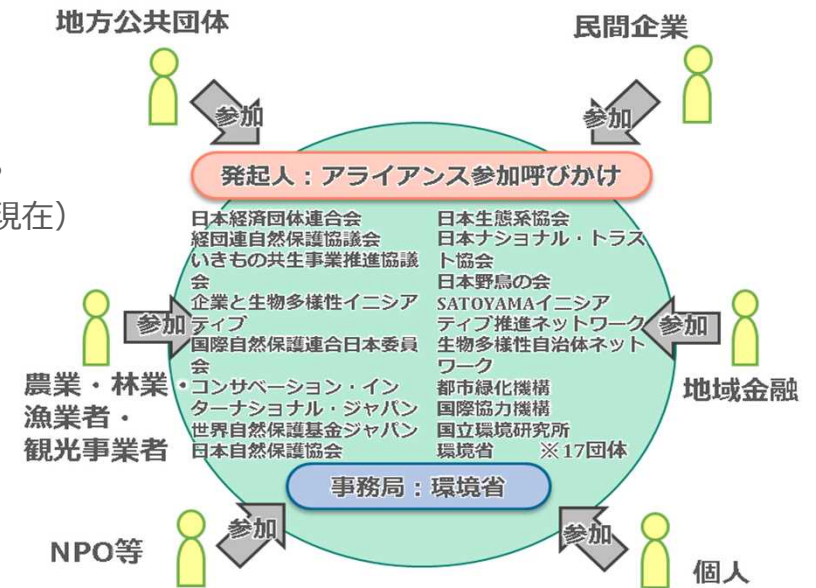
- 民間の所有地等を環境省が**自然共生サイト**（仮称）として認定し、OECDとして30%に組み込む。
- 認定により、**企業価値の向上**や**交流人口の増加**を通じた**地域活性化**につなげる。
（自然を活用した社会課題の解決（NbS※））
- 自然共生サイト**（仮称）認定に向けた**実証事業**を**2022年度**に実施。 ※Nature-based Solutions



生物多様性のための30by30アライアンスについて

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官17団体を発起人とする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。
企業、自治体、NPO法人等、計259者が参加（2022年8月23日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、**30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり**。
（自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など32団体）
（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど151団体）



参加方法とその効果

- 参加希望者は、自ら行おうとする取組を事務局に登録（※随時受付）
- 参加による効果は以下の通り。

- 参加者をWebサイト上に掲載し、その**取組を発信**
- **自然共生サイト**（仮称）の申請を支援
- **ロゴマーク**を使って取組をPR 等



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。
カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



OECD登録のための自然共生サイト（仮称）の認定

- 国立公園等の既存の保護地域に加えて、民間等の取組により結果的に生物多様性の保全に貢献している区域（企業緑地、里地里山、都市緑地）を、環境省が自然共生サイト（仮称）に認定する仕組みを構築中。2023年度より正式に認定を開始。
- 認定地は、環境省がOECD（Other Effective area-based Conservation Measures）として、国際データベースに登録することで、COP15で決定予定の次期世界目標に直接貢献していることを示すことができる。

OECDのイメージ

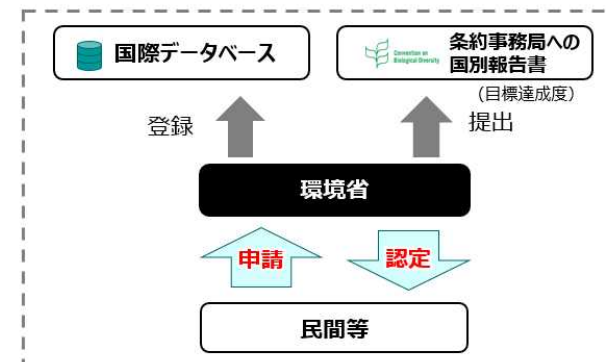


保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している

実証事業の実施

- 2022年度に、アライアンス参加者の協力を得て、自然共生サイト（仮称）認定の仕組みを試行する実証事業を実施
- 2023年中に少なくとも**100地域**以上で認定

認定スキームのイメージ



環境省が自然共生サイト（仮称）に**認定**し、**国際データベースに登録**することで、企業や団体の貢献を明示する

自然共生サイト（仮称）の仕組みの試行について

2022年度

2023年度からの正式認定に向け、
以下の2つの事業を実施。

①審査プロセスの試行・検証

- 環境省が2021年度に検討した「自然共生サイト（仮称）」認定基準や認定プロセスを試行的に運用し、現実に運用した場合に、どのような課題があるかを洗い出し、必要な修正を行う。
- 「生物多様性のための30by30アライアンス」参加者の協力をいただき、管理するサイト情報を検討事例として提供いただきながら、仕組みを試行・検証し、検討を進めていく。

情報提供等ご協力いただくサイト

- ・試行前期（5～8月）**23**件 **【前期サイト一覧は次頁】**
- ・試行後期（9～12月）**30**件程度

②その他 課題検討

- 「自然共生サイト（仮称）」のポテンシャルがあるサイトを事例として、課題の整理・分析や認定基準を満たすための改善策を、有識者の助言も踏まえながら考案する。
(その結果を申請ガイドラインとしてまとめ、企業や地域等からの申請をしやすくする。)

情報提供等ご協力いただくサイト

- ・**10**件 **【サイト一覧は次頁】**

【課題の改善策の例】

- ✓ 区域が不明確なサイトでの、区域の考え方
- ✓ 管理者が不明確なサイトでの、管理者の考え方
- ✓ 管理計画が存在しないサイトでの、管理計画の作成
(管理手法のマニュアル化)
- ✓ 簡易なモニタリング手法の考案

自然共生サイト（仮称）の仕組みの試行について

2022年度

① 審査プロセスの試行・検証（前期）の事例として情報提供等ご協力いただくサイト 23件

サイト名	所在地
史春林業施業地	北海道
北海道製油所	北海道
マテリアルの森 手稲山林	北海道
つくばこどもの森保育園	茨城県
サンデンフォレスト	群馬県
NEC我孫子事業場	千葉県
清水建設「再生の杜」	東京都
三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館	東京都
あさひ・いのちの森	静岡県
富士通沼津工場	静岡県
日本製紙 鳳凰社有林	山梨県
ソニーグローバルマニュファクチャリング & オペレーションズ株式会社 幸田サイト	愛知県

サイト名	所在地
パナソニック エコアイディア工場 びわ湖「共存の森」	滋賀県
三井物産の森/京都 清滝山林	京都府
阪南セブンの海の森	大阪府
サントリー天然水の森 ひょうご西脇門柳山	兵庫県
御代島	愛媛県
橋本山林（経済性と環境性を高い次元で両立させる自伐林業による多間伐施業の森）	徳島県
王子の森/木屋ヶ内山林	高知県
アサヒの森 甲野村山	広島県
KMバイオロジクス株式会社菊池研究所	熊本県
Present Tree inくまもと山都	熊本県
九州電力 水源涵養林用地	大分県

② その他 課題検討の事例として情報提供等ご協力いただくサイト 10件

サイト名	所在地
穴塚の里山	茨城県
国分寺産線	東京都
砺波平野の屋敷林（カイニョ）	富山県
東急リゾートタウン 蓼科「もりぐらし」	長野県
知多半島グリーンベルト	愛知県

サイト名	所在地
吉崎海岸	三重県
陽楽の森	奈良県
球磨川流域の迫	熊本県
久米島のサンゴ礁（儀間川河口、字鳥島・島尻湾海域）	沖縄県
「5本の樹」計画プロジェクト	-

**特定外来生物による生態系等に係る
被害の防止に関する法律の一部を改正する
法律について**

今回の外来生物法改正のねらい・ポイント

下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現

- (1) **国内への侵入防止**のために**緊急に対処が必要な外来生物**（**ヒアリ類**を想定）の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**を想定）に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、**緊急の対処が必要なもの**については「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制**（**輸入、販売、放出等**）のみを適用することを可能に

規制対象外として検討している例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

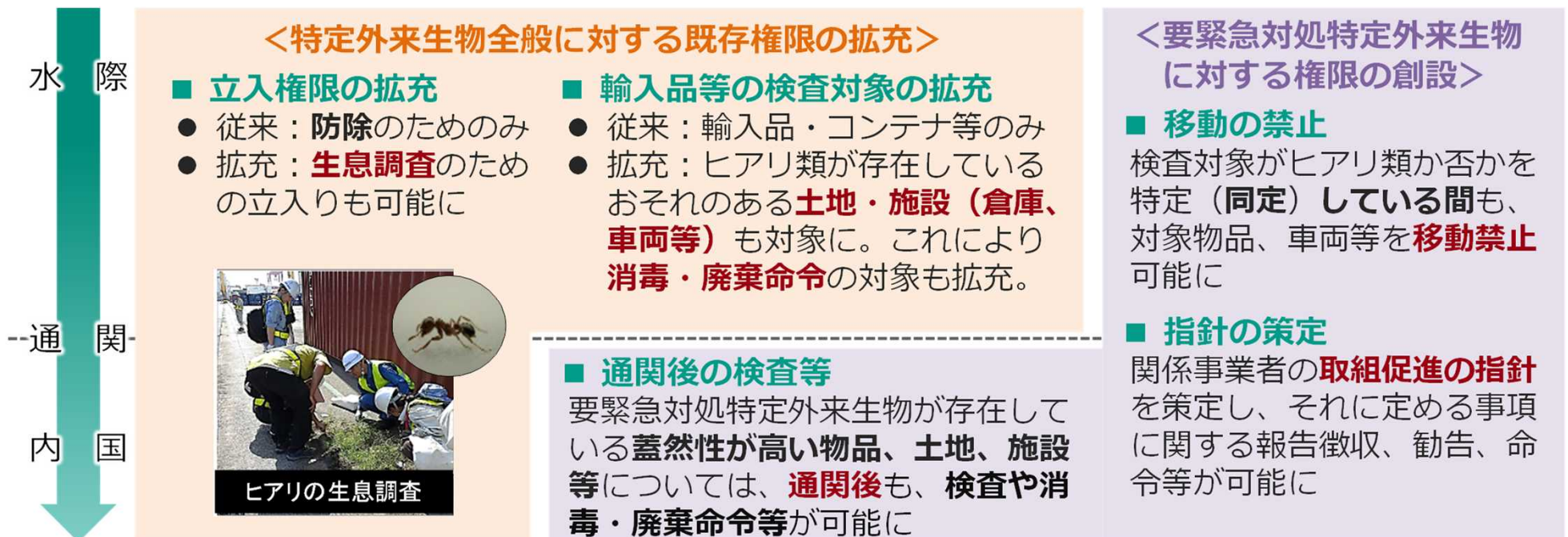
地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は**国のみが主な防除主体**とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する**責務規定を創設**

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

ヒアリ対策の強化

特定外来生物全般に対する規制権限を拡充するとともに、発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」(※)として政令で指定し、より強い規制権限がかかる枠組みを創設する。(※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定)



※ 立入権限は国・地方公共団体の権限、その他は国の権限

アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

特定外来生物の取扱いに関する特例

【第2条関係】 原始附則第5条

我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況に鑑み、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障が生じるおそれがある特定外来生物については、当分の間、政令で特定外来生物の種類を指定して、必要な条件を付して一部の規制を適用除外にすることができる。

現行

- 特定外来生物の飼養等、輸入、譲渡し等、放出等は原則禁止
- 飼養等や譲渡し等には許可が必要
→アメリカザリガニやアカミミガメを特定外来生物に指定すると、飼育中の個体が大量放出されるおそれ



改正後

- 政令で定めることにより一部の規制の適用除外が可能に
- 政令での規定イメージ（検討中）
輸入、放出、販売又は頒布を目的とした飼養等、販売や購入又は頒布を目的とした譲渡し等に限る規制

<アメリカザリガニ、アカミミガメの規制イメージ（検討中）>



捕獲



飼育

※販売・頒布を目的としないもの。逃がさないように飼育



輸入



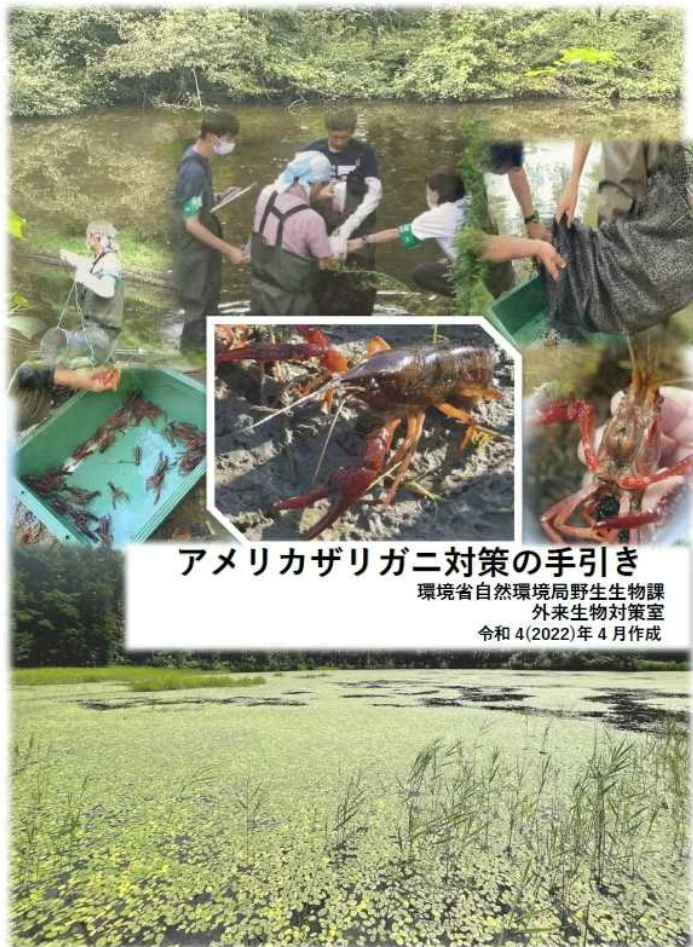
放出



販売・購入

外来生物対策推進や学校教育に関する資料

- 令和4年4月に、アメリカザリガニの対策推進のために作成した「アメリカザリガニ対策の手引き」、学校教育用教材等を環境省HPにて公開
- 外来種被害予防三原則「入れない！捨てない！拡げない」について引き続き周知



アメリカザリガニ対策の手引き
環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室
令和4(2022)年4月作成

アメリカザリガニ対策の手引き
https://www.env.go.jp/nature/amezari_kakuchi.html

？ もんだい アメリカザリガニをつかまえたり、かったりするときの^{たいせつ}大切なやくそくはどれかな？○を2つつけてみよう。

<p>アメリカザリガニがにげないようにつたをする</p>	<p>かわいそうだから^{いけ}池や^{かわ}川にはなしてあげる</p>	<p>さいごまで^{たいせつ}大切にかう</p>
------------------------------	--	----------------------------------

☆ こたえ

アメリカザリガニが^{いけ}池や^{かわ}川にはいらぬように^き気をつけてかえば、^{みず}水の中^{なか}のたくさん^いの生きものをまもれるよ！アメリカザリガニも^{たいせつ}かわいがって大切に^{たいせつ}してね。

学校教育用教材
<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/tool.html> にアメリカザリガニ以外の学習ツール含め多数掲載